

マイナンバーについての お知らせです！！



マイナンバー制度の「情報連携」について

- ▶ 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。
- ▶ 各種手続の際にマイナンバーを申請書等に記入することで、住民が行政機関等に提出する必要があった書類を省略できるようになります。2017 年秋頃より順次、添付書類が省略できます。
- ▶ マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類（マイナンバー確認書類および身元確認書類）をご用意ください。

Q. どのような手続で添付書類が省略されるのですか？

A. 税や社会保障に関する一部の手続で添付書類が省略されます。詳しくは内閣府のマイナンバーホームページをご覧ください。

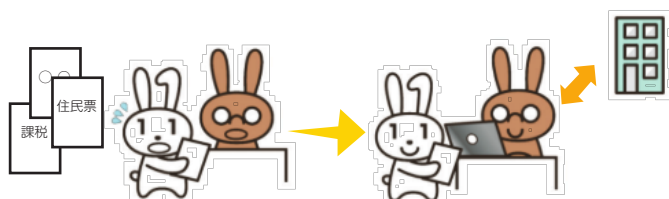
Q. 情報連携の記録を確認することはできますか？

A. ウェブサービス「マイナポータル」の機能「やりとり履歴」で確認することができます。ログインにはマイナンバーカードが必要です。

Q. 情報連携でマイナンバーが漏れることはありませんか？

A. マイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏れいすることを防止するなど様々な対策を講じています。

※省略可能な具体的添付書類は担当課窓口へご確認ください。
※事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。



今まで必要だった添付書類が… 情報連携により省略できます！

問合せ IT 推進室 ☎893-4411 内線 378

マイナンバーカードを利用した 「証明書コンビニ交付サービス」もはじまります！

証明書コンビニ交付サービスとは、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が格納されたもの）を利用して、市が発行する証明書がコンビニエンスストアのマルチコピー機から取得できるサービスです。この機会にぜひマイナンバーカードの取得をご検討ください。

- ▶ 開始時期：平成 30 年 1 月（予定）
- ▶ 取得できる証明書（予定）：住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票

～マイナンバーカードの取得方法について～

『申請方法』

マイナンバーの通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請書」（※注 1）を発行機関（地方公共団体情報システム機構）へ郵送申請（※注 2）するか、スマートフォン・パソコン等からのWEB申請も可能です。申請から交付ま

でに 1 カ月以上かかります。

※注 1 「個人番号カード交付申請書」の記載内容に変更（住所や氏名等の変更）がある場合は使用できません。新しい「個人番号カード交付申請書」が必要となりますので、本人確認書類を持参のうえ、市民課窓口までお越しください。

※注 2 「通知カード」および「個人番号カード交付申請書」に同封されている個人番号カード交付申請書の送付用封筒（返信用封筒）は、差出有効期間が平成 29 年 10 月 4 日になっている場合でも、平成 31 年 5 月 31 日まで切手を貼らずに、そのまま使用することができます。また、送付用封筒が必要な方はマイナンバーカード総合サイトに掲載されています。

『受取方法』

申請を行うと「交付通知書（はがき）」が届きます。はがきに記載されている必要書類等を持って市民課窓口までご本人が受取りにお越しください。

問合せ マイナンバーカードの申請について・・・市民課 ☎893-4411 内線 544・184
証明書コンビニ交付サービスの導入について・・・IT 推進室 ☎893-4411 内線 236